

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第21号 2004年8月

HEADLINE

<ベトナム・カンボジア JICA 長期派遣専門家帰国報告>

JICA の ODA (政府開発援助資金) のプロジェクトとして実施されておりますベトナム及びカンボジアに対する法整備支援事業は、法務省(法務総合研究所国際協力部)、最高裁判所(事務総局)、日本弁護士連合会(国際交流委員会・国際室)、大学学術関係者、個人弁護士他実務家等の多数の方々の献身的な協力のもとに推進されており、当財団はこれらの活動について主として事務局業務を担当し、プロジェクトの円滑な達成のため支援しております。

特に両国には JICA 長期専門家として法曹関係者が1年乃至数年間にわたり派遣され、現地における司法省、裁判所、検察庁、大学、法曹養成機関等との折衝や個別セミナーの実施、他の支援ドナー組織との調整等々プロジェクト推進のため現地で重要な役目を果たしていただいております。

本号では、一番最近に帰国されました長期専門家に両国での法整備支援の状況や体験談について寄稿いただきました。お二方には現地での長期にわたるご苦労、ご尽力に対し改めて謝意を申し上げます。

(目次)

1. ベトナム長期専門家赴任を終えて	2	頁
法務省法務総合研究所国際協力部教官 丸山毅		
略歴 平成4年検事任官		
平成13年より現職		
平成15年5月～16年5月ベトナム長期専門家		
2. カンボジア長期専門家としての活動を振り返って	8	頁
弁護士 安田佳子		
略歴 平成3年弁護士登録		
平成10年ニューヨーク州弁護士登録		
平成13年安田佳子弁護士事務所		
平成14年2月～16年2月カンボジア長期専門家		
平成16年中央大学法科大学院講師		
3. ベトナム、カンボジア歴代 JICA 長期専門家名簿	12	頁

ベトナム長期専門家赴任を終えて

私は、2003年5月26日から2004年5月25日まで、JICA（独立行政法人国際協力機構）の委任を受けて専門家としてベトナムに派遣され、JICAがベトナムで実施する法整備支援プロジェクトの運営にあたった。帰国後、財団法人国際民商事法センターのご好意により本ニュースへ寄稿する機会を与えられたので、ベトナムでの法整備支援活動の一端をご紹介しながら、法整備支援に携わる者としてJICA専門家の任期を終えた感想を表してみたい。なお、本稿中の意見、評価に関する部分は私の個人的感想である。ご寛容をお願いしたい。

法務省の研究機関である法務総合研究所には、2001年4月1日より国際協力部が設置されており、私は設立時より同部に教官として配属されている。国際協力部の業務は、発展途上国が行う法令整備や法体制の整備を支援することであり、主に民事法分野に重点をおいて活動を展開している。私は前職が神戸地方検察庁検事であり、専門分野で検事に何ができるのだろうといぶかる方が多いに違いないが、日本の法律家の一人として法整備支援への貢献を期待されていると言えなくもない。ともあれ、私は国際協力部で支援対象国の調査にあたったり、国際研修の主任を務めるなど法整備支援の経験を積んだ上でベトナムへ派遣された。ベトナムへ法整備支援業務で派遣される検事は、私が3人目であったが、前任の2名は地方検察庁勤務からいきなりベトナムへ派遣されていたので、わずかながらとは言え法整備支援の経験がある検事が派遣されるのは初めてのことであった。

JICAのODA（政府開発援助）予算によりベトナム法整備支援フェーズ1が始まったのは、1996年12月のことである。弁護士1名を長期専門家としてハノイに置き、カウンターパート機関（日本側とともにプロジェクトを構成する相手国機関のこと。長期専門家は、形式的には、カウンターパート機関の職員として待遇される。）を司法省とし、①個別の法律をトピックとする現地セミナー、②日本におけるベトナム側職員の研修、③ベトナム民事法の施行状況を調べる社会調査、④長期専門家による日常的な助言、を通じてベトナム司法省職員の法令起草能力を向上させることを目的としていた。

フェーズ1に続き、1999年12月からベトナム法整備支援フェーズ2が開始された。カウンターパート機関は司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の3機関となり、長期専門家は検事1名、弁護士1名、JICA職員1名の3名（後に裁判官1名が加わり4名となった。）が派遣され、規模の拡大が顕著であった。フェーズ2では、民法改正共同研究を主な活動の一つと位置づけながら、ベトナムでその時々に立法の必要が生じる種々の法令起草をサポー

トすること、及び人材育成を目標として、毎年、日本におけるベトナム側カウンターパート機関職員の研修を4回実施し、現地セミナーを数回実施した。これらの研修やセミナーのテーマは、日本側とベトナム側の年次協議において決めていた。

フェーズ2が2003年3月末をもって終了し、同年7月1日から2006年6月末日までの予定でフェーズ3が開始された。この新フェーズにおいては、ハノイ国家大学を加えてカウンターパート機関を4者としたが、長期専門家はフェーズ2から引き続き駐在する形となった裁判官1名と私の2名という体制でとりあえずスタートした。フェーズ3では、それまで6年数か月の支援経験を踏まえて、新たな試みが多く取り入れられた。プロジェクトの枠組みを法令起草支援活動と人材育成支援活動の大きく2つに分け、法令起草支援では「民法改正、知的財産関係法令、民事訴訟法、企業破産法、不動産登記法、担保取引登録法令、国家賠償法、判決執行法」が支援対象として掲げられた。フェーズ2までは、民法改正を除いて、ベトナムでその折々に問題となった法令をトピックとして日本での研修や現地セミナーを行っていたのをフェーズ3では改め、3年間を通じて起草支援する法令を具体的に特定したのである。人材育成支援の方では、「法曹養成機関支援」、「判決書標準化支援」、「ハノイ国家大学の日本法講座支援」という3つの活動を規定した。こちらも、従前は民法改正共同研究等により行う研修や現地セミナーを通じて人材育成に寄与するというスタンスであったのを改め、具体的な活動を定めてそれに向けてリソースを投入するというスタイルに変えたわけである。もちろんこんな多種多様な活動を現地に駐在する専門家だけでこなせるはずがない。プロジェクト活動を実施又はサポートするべく、それぞれの活動に対応する形で日本国内にも作業部会が設置され、学者や実務家の先生方が部会委員として支援活動に尽力されている。これも従前日本側には民法改正共同研究を実施する民法部会しかなかったのと比較して、大幅な支援体制の強化であった。現地専門家の役割も変わった。フェーズ2では、年次協議において研修やセミナーの具体的な時期やトピックが予め決められていたので、準備作業はたいへんではあるが道筋がついていたのであり、現地専門家は、セミナー実施のほかベトナムの法制度の調査研究や情報収集にもあたっていた。フェーズ3では、上述したように3年間を通じたプロジェクト活動の方向性が定められているが、例えば現地セミナー実施の時期やセミナーで取り上げる論点は現地専門家がベトナム側及び日本の作業部会と調整することとされているし、各活動毎に現地専門家が隨時ベトナム側に助言を行うことが予定されている。つまり、フェーズ3では、現地専門家の活動も具体的な成果目標に向けて集中するように変更されたのである。

さて、ハノイでの執務環境であるが、法整備支援プロジェクトはフェーズ2の時期から司法省内の事務室に加えて、ハノイ市内のビルに事務所を構えている。現在の事務所は、市の中心部付近にあるノース・スター・ビルの5階にあり、交通の便はすこぶるよいし、事務所内にはコピー機、ラップトップ型PC、プリンタなどの事務機器が揃えられており、日本の執務環境に慣れた身にもさほど不自由は感じない。私の赴任中にインターネット接続をそれ

までの電話回線による接続から ADSL に変更したので、e メールによる日本との連絡もスムーズになった。日本人専門家はこの事務所に常駐しており、必要に応じてカウンターパート機関に出向きカウンターパートと折衝する。(ややこしい言い方だが、日本側と応接するベトナム側の窓口となる立場の人物のことを「カウンターパート」と呼んでいる) ベトナム人は英語を話す人が多くないし、日本人専門家はもちろんベトナム語を自由に操れないので、英語で通訳をさせるために事務所に現地人スタッフ数名を雇っている。言葉の壁は大きく、カウンターパートとの協議にはこれらのスタッフに頼らざるを得ないことが多かった。

カウンターパートはいずれも各機関の局長、副局長クラスである。彼らは日本ばかりでなく他国の支援機関や国連開発計画など国際支援機関への窓口も務めているので多忙であり、折衝のために面談の日時を設定するのも一苦労である。早くても 2 ~ 3 日後、1 週間ほど待たされることもあるし、当日になってキャンセルされることも珍しくない。これは面談に限らない。法整備支援は上述の研修や現地セミナーなどが主な活動なのであるが、セミナーの日程を決めてそのとおり実行することにも苦労が伴う。現地の専門家が行う 1 日だけの小規模なセミナーなどは、日程がなかなか決まらないし、前日にキャンセルされたことが私の赴任中に 2 度あった。また、「明日実施してくれ。」とか「今週中に実施してくれ。」と急に要請されたこと也有った。情報収集に努めた結果、どうもこれは法整備の分野に限らず、ベトナムではよくあることらしい。より重要な日程が後から決まるので、先に決めていたことを取りやめたり急遽実施してしまうほかないというのが実態のようである。例えば、昨年 12 月下旬に日本から短期専門家をお招きして司法省を対象に数日間の現地セミナーを実施したのだが、その日程がなかなか決まらず、1か月前になんでも決まらなかつたのでやきもきしたことがあった。私が司法省の担当官にしつこく問い合わせたところ、その理由は、「12 月下旬に予定されている共産党の会議日程が決まらず、そのため毎年 12 月下旬に実施する司法省の全国会議の日程が決まらない。したがって、日本が実施する現地セミナーの日程が決められない。」とのことであった。こんな事情があるので、ベトナム人にとっては、日程が直前に決まったり変わったりするのは、むしろ当たり前のことのようであった。

ところ変われば品変わる。人も変わるし習慣も変わる。そんなことは分かっているつもりでも、目の当たりにすると当惑させられる。ベトナムでの個々の活動の中で私の印象に残っていることの一つはセミナーの事前準備である。日本であれば、およそ出席者の見当のついているセミナーなら、前もって出席予定者に資料を配付しておき読んでおいていただくのが通常であろうし、そうしないと「準備が悪い。」とお叱りを受けるかも知れない。ところがベトナムでは、参加者に資料を事前に配布し、準備させておくということが少なかった。セミナーの当日に資料を配布し、参加者はその場で説明を聞き、意見を出し合って討論するのがスタイルであった。他のドナーによる法整備支援のセミナーに出席したときも、同様であった。このスタイルには短時間で議論を組み立てる能力が涵養されるという良い側面もあり、個人的能力の高いベトナム人官僚には適しているのかも知れず、実際にも議論百出の状態に

なることが多いのだが、反面、議論が総論に流れ、問題の具体的解決案がなかなか提起されないという欠点がある。具体的事項に及ぶほど、高官の理解を得られるかどうか分からぬため、発言者も容易に提案ができないのではないかと思われた。私は、参加者に事前に資料を配付したらどうかと提案したのだが、ベトナム側の反応は、「そんなことをしても誰も読まないし、資料を持ってこないのでまた配布しなければならず無駄である。」とのことだった。その場で資料を読んで議論を組み立てることが習慣になっているのであろう。習慣を変えるのは難しいと考えさせられた。

私の赴任中にベトナムの法整備分野では、改正刑事訴訟法の成立、改正土地法の成立、国家司法学院の設立などの動きがあり、私の帰国直後には民事訴訟法及び破産法（当初は「企業破産法」という名称の予定だったが、最終的に「破産法」となった。）が成立した。内容を少しご紹介すると、刑事訴訟法は、警察と検察院の権限関係を整理したほか、弁護人の手続き参加を更に強化する方向の改正がなされ、今年7月1日から施行されている。改正土地法では、土地使用権を処分する際の手続きが定められ、資源環境省の傘下に登記所を設置することとされたが、将来的に登記を政府内のどの官庁が所管するのか、登記の法的効力をどのように規定するかについては、ベトナム政府内で見解がまだまとまっていないようである。国家司法学院は、裁判官、検察官、弁護士のほか公証人や執行官も含めて幅広く法律専門職を養成する機関として、司法省の傘下にあった法曹養成学校を改組したものである。上述したように日本はベトナム法整備支援フェーズ3で法曹養成を支援しており、国家司法学院の設立は、日本が待ち望んでいたことでもあった。今後は国家司法学院を中心にしてベトナムの法曹養成システムが改善されるであろうし、同学院を対象にして法曹養成の支援がさらに効率的に進むと期待される。民事訴訟法と破産法は、フェーズ3で起草支援の対象としていた法令が国会で成立したものであり、日本の支援の成果である。本稿を書いている7月上旬現在、国会で可決された法案の内容がまだ公表されていないため詳細は分からないが、民事訴訟法は当事者主義の要素をある程度取り入れたものになる見込みである。また、破産法は、その名称から債務者の財産を債権者に分配して清算する破産手続きのみを規定していると思われるかも知れないが、実は、手続き開始の申立後に債務者の再生の可否を判断し、再生の見込みがあれば更生手続きに進み、再生の見込みがなければ清算手続きに進むという先進的な内容のものである。このように、ベトナムの司法改革は着実に進んでいる。

2004年5月より、ベトナム法整備支援プロジェクトには新しく裁判官1名、検事1名が派遣され、現在はその2名の専門家によって運営されている。課題は多く残っているが、ベトナムの司法改革の動きに併せて、日本の法整備支援がますます効果的に進展することを期待している。

ベトナムの現地で法整備支援の業務に携わっているうちに、多くの知人・友人に恵まれたことは幸運であった。特に仲良くなつた若いベトナム人は、ちょくちょく私のアパートに遊び

びに來たし、ハノイ郊外の名所に私を案内してくれた上、小さな村にある彼の実家にまで招待してくれた。また、私は他のドナー機関との情報交換に努めていたのだが、ヨーロッパのある国から派遣されていた専門家とは、日本食レストランで会食するなど、親しくさせていただいた。世界中どこへ行っても、気の合う人はいるものである。

しかし、この赴任を通じて一番心に残ったのは、日本の方々と知り合えたことである。私の赴任中、法整備支援プロジェクトの専門家は、私を含めて2人きりであったのだが、その同僚は前述のとおり裁判官出身であった。私は裁判官と机を並べて仕事をするのは初めての経験であり、裁判官特有の配慮の細やかさに感心したものである。また、私は法律専門家としての活動のほか、プロジェクトの運営管理を併せて担当していた。これは、例えば、プロジェクトの予算管理、会計事務、プロジェクトで雇用している現地人スタッフの労務管理などであり、いわば従業員数人の零細企業の社長を務めていたようなものである。この種の業務は通常「業務調整」と呼ばれており、他の多くの JICA プロジェクトでは業務調整の専門家が派遣されているので、私は、そういう業務調整員の皆さんと接する機会が多くあったのだが、彼らの持っている情報量の多さには刺激を受けたし、彼らがベトナム側と厳しい折衝の矢面に立たされながらプロジェクトにかける熱意には感服するほかなかった。業務調整員は海外青年協力隊の OB や OG が多く、若いころから海外へ出て現地に溶け込むことに慣れておられるようで、生活に役立つ各種の情報にも詳しく、私はハノイ市内や近郊にある様々な穴場にも連れて行っていただいた。各人のご経歴・バックグラウンドも水産会社の営業マンから空手の師範、ソムリエの有資格者などバラエティー豊かであった。ある調整員の方は、私の赴任中に、開発援助の研究のため我が国の最高学府大学院に入学された。多士済々なのである。業務調整員の皆さんと知り合うことにより、私は、「こういう世界もあったのか。」と目から鱗が落ちる思いであった。

業務調整員の皆さんと接する以上に頻繁に接したのは、JICA ハノイ事務所の職員の皆さんである。私が業務調整に慣れていないこともあり、初步から教えていただきたいへんお世話になったのだが、それを通じて、JICA 事務所の業務がプロジェクトの案件形成、ベトナム側との折衝、日本側関係者との折衝、プロジェクトの進行管理などの実質的なものから、単なる事務的なペーパーワーク（それが大変が多い。）まで非常に幅広く、したがって膨大な手間がかかることが分かってきた。しかも、専門家の中には私のように海外生活に慣れていない者もいるので、その生活指導もしなければならない。JICA 事務所の職員の方々は嫌な顔を見せずに対応をしてくださったが、思い返してみると無知厚顔でご迷惑をおかけしていたのではないかと冷や汗ものである。ODA の第一線は、日本から見えにくいが、こういった人々の努力によって日々支えられているのである。

最後になったが、ベトナムで開発援助の現場に携わっている日本人の皆さんの一層のご活躍を祈りつつ、本稿を締めくくりたい。



クアンニン省司法局訪問/2003年11月
左端丸山教官と地元職員、プロジェクト秘書(女性)



中央 丸山教官：フートー省フンキン寺にて/2004年4月



丸山教官一時の休息：バッカン省検察院訪問、バーベー湖にて/2004年5月

カンボジア法制度整備支援

－カンボジアでの JICA 専門家としての活動を振り返って－

弁護士 安田佳子

2002 年 2 月から本年 2 月までの 2 年間、JICA（国際協力機構）長期専門家としてカンボジア王国司法省に派遣され、法制度整備支援（民法および民事訴訟法起草支援）プロジェクトに携わりました。日本のカンボジアに対する法制度整備支援の概要と 2 年間の体験を通じて感じたことを以下に述べます。

I カンボジア法制度整備支援の背景事情

カンボジアでは、1975 年から 1979 年まで続いたポルポト政権下で、法律家をはじめとする知識人の大量虐殺が行われ、それまで存在した法律を含むあらゆる社会構造や社会基盤が破壊されました。ポルポト政権崩壊後も内戦が続き、国家の再建が始まったのは、わずか 10 年前の 1993 年です。

カンボジアにはまだ民法典・民事訴訟法典がありません。基本法がなくかつ裁判所がまともに機能しないということは、社会のなかで紛争を公平に解決する拠り所がないということを意味します。そうなると、私的制裁（リンチ）と賄賂が当然のように幅をきかすことになります。外国の投資家は安心して投資することができない。担保権設定・実行の仕組みが整っていないので、金融取引が発達しない。カンボジア社会がこのような現状から脱却して豊かに発展してゆくためには、制度の根幹から造りあげて行くことが必要です。

このような状況下で、カンボジア政府の要請を受けて、1999 年に日本の ODA の一環として JICA の民法典・民事訴訟法典起草支援プロジェクトが開始されました。

II カンボジア法制度整備支援プロジェクトの概要

カンボジアに対する法制度整備支援プロジェクトは、1999 年 3 月にスタートしました。カンボジア司法省を支援して民法典および民事訴訟法典起草すること及びその活動を通じて人材を育成する、というのが主な内容です。

カンボジア側には、司法大臣を長とするステアリング・コミティが設置され、司法省次官（副大臣）を長とし国家を代表する優秀な裁判官や司法省の職員が集められてワーキンググループが作られました。日本側では、民法と民事訴訟法それぞれにつき、森嶌昭夫先生（民法）、竹下守夫先生（民事訴訟法）を長とする作業部会が設けられ、日本の一流の学者および法務省で立法作業に当たった経験のある方などがメンバーとなりました。

最初にこの日本の作業部会とカンボジア側の起草チームで協議がなされ、草案に盛り込まれる法原則や草案の大枠が決定されました。そして、日本の作業部会において日本語で草案が起草され、これが翻訳チームによってクメール語（カンボジアの公用語）に翻訳される。さらに、この草案の内容がワークショップなどでカンボジア側の起草メンバーに説

明され、協議を経て必要な修正が加えられ、最終的にカンボジアにおいてクメール語の表現が検討されて、最終稿に確定する。この地道な日カ両国の協同作業が繰り返されました。そして、2003年3月、4年間にわたったプロジェクト・フェーズIがに終了し、同年6月末、民法典（約1300条）及び民事訴訟法典（約570条）の両草案が閣僚評議会に提出されました。

その後1年間かけてフェーズIIの準備がなされ、2004年4月からプロジェクト・フェーズIIが開始されました。現在、カンボジア閣僚評議会で両草案の審議が続いており、フェーズIIでは、引き続き司法省をカウンターパートとして、国会での法案成立に向けて、法案説明、関連法規起草、人材育成などを支援しています。

また、2003年に開校された王立裁判官検察官養成校に対し、日本が起草した民法典・民事訴訟法典をベースにした法曹養成の支援を行う方向で本年2月より専門家が派遣されています。

III 長期専門家の活動

1 現地での日常的アドバイス及び日力を繋ぐコーディネーション

私は、プロジェクトも半ばを過ぎた2002年2月から、今和泉学弁護士の後を受けて長期専門家として活動しました。最も重要な仕事は、カンボジア側のワーキンググループのメンバーが草案の内容をよく理解できるように現地でワークショップを企画して日本の作業部会の先生方をお招きして開催すること、1週間3回のワーキンググループ会合においてカンボジア側の質問に答えて草案の趣旨や各条文適用の具体例などを詳しく説明し、カンボジア側の質問や意見を日本の作業部会に伝える作業でした。

草案の趣旨を間違いなく説明できるように、月1回のペースで行われる民法と民事訴訟法の作業部会の両方に毎回電話会議で出席しました。長いときでは1回6時間に及ぶ会議に電話で参加すること、民法と民事訴訟法の草案の両方を起草者に近いレベルで理解しようとするることはけして容易なことではありませんでした。しかし、努力の甲斐あって、プロジェクトの最後には重要な部分の草案説明をさせていただき、帰国後は民事訴訟法作業部会の委員として迎えていただきました。なによりも、一流の学者の方々に混じって真剣な議論に参加しつづけたことは、自分自身にとってまたとない勉強の機会となりました。

2 他ドナーとの関係

他国支援機関や世銀、アジア開発銀行などの国際機関等、他のドナーと情報交換し日本側との橋渡しをするのも私の役目でした。そのなかで、技術的な面で困難だったことは、他ドナーの活動（とくに他ドナーが支援する関係法令の起草作業）との調整でした。民法典・民事訴訟法典のないカンボジアにおいて、日本のみならず、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダなどの諸外国並びに世界銀行やアジア開発銀行（ADB）といった国際機関が援助しており、その間の調整が重大問題でした。

具体的な例としては、日本が4年間かけて民法典起草を支援し、司法省が一つの体系を持つ民法典草案をまもなく完成させようというときに、ADBが商業省を支援して「担保取引法草案」を起草しました。ファイリングシステムを中心とするその内容は民法典草案の動産担保の部分を全面的に書き換えるに等しいものであり、しかも、英米法系の概念をベースにしており、民法典草案との間の体系的整合性に疑問がもたれました。そのほかにも、民法典起草作業の途上で先にできてしまった「土地法」との調整、民事訴訟法典草案完成間際に、カナダが商業省を支援して起草した「商事裁判所法草案」との調整など困難な問題に直面しました。

この問題は現在も未解決であり、プロジェクト・フェーズIIの重要課題となっています。

IV 結び

カンボジアでの2年間の経験は苦労より何倍も喜びの大きいものでした。本当に楽しい仕事でした。

仕事の中身で楽しかったのは、なんと言っても「立法」作業を実体験できたことです。カンボジアの人々全員に役に立つものを作っているという充足感もさることながら、法律家として法律の見方がずいぶん変わりました。私は、司法試験の合格に8年もかかっており、そのトラウマからか、「法律が分からるのは自分が悪い。できている法律は完璧であり、それを解釈するのが弁護士の役目」と思う傾向がありました。しかし、法律が間違っていることはいくらでもあるのです。草案段階ならさらにその可能性は大きく、とんでもない間違いが含まれている可能性は十分にあります。この当たり前のことをはっきり認識できたことは今後の私の法律家としての人生に大きな意味があると思います。日本では毎年夥しい数の立法がなされていますが、法律の専門家として、自分の国の法律ができる段階でしっかり注意をして間違った法律ができないようにチェックする責務があると思うに至りました。

もう一つ面白かったのは、「外交」の世界を体験したということです。JICAのプロジェクトは日本のODAであり、いわば外交戦略の一環です。現地専門家はJICA職員のみならず、現地大使館とも緊密な連携をとって活動します。プロジェクトの推進のために大使公邸で晩餐会を開いていただきてカンボジア側の要人を招いて会食し、そのなかで重要な発言を引き出すなど、「これが外交か」と思う場面に何度も立会いました。また、他のドナーとのやり取りも非常によい経験になりました。

仕事の中身そのものではありませんが、カンボジアの人々、とくに民法・民事訴訟法の起草にあたったカンボジアの裁判官や司法省の職員の方々との交流は本当に思い出深いものです。今回一緒に仕事をしたカンボジアの裁判官の法律に対する造詣や国づくりに対する責任感にふれ、大きな尊敬の念を抱きました。カンボジアの法律家のなかに心から信頼できる人を見つけたことは本当によかったです。また、彼らのほうも、仕事を通じて私の法律家としての見識や誠意を認めてくれたと思います。いわば「職人」同士の連帯感・

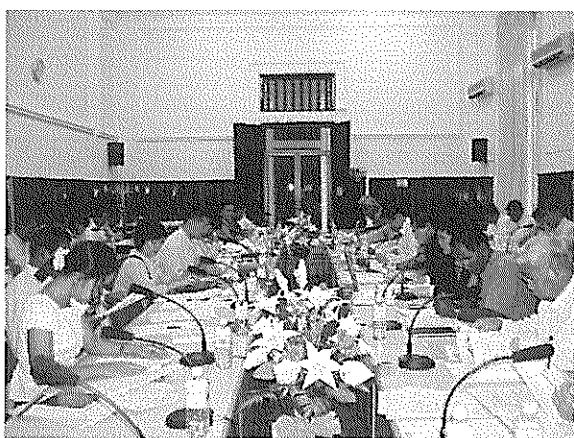
友情・尊敬が生まれました。これは一生の財産だと思います。

大変貴重な経験をさせていただき、無事任期をまとうできましたのも、JICA、国内支援委員会、民法・民事訴訟法両部会、法務省法務総合研究所、国際民商事法センター、日弁連など、関係者の皆様方のおかげです。紙面をお借りして皆様方に深く感謝申し上げます。

以上



民事訴訟法草案普及ワークショップ：ブレイベーン州裁判所/2004年1月
中央 司法省イ・ダン次官補、右隣 スピーカー安田弁護士、右端 ブレイベーン州裁判所長



民法起草ワークショップの模様：司法省会議室/2002年7月



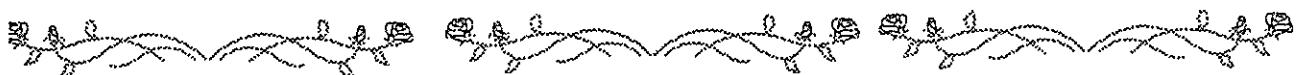
水祭りの賑わい：トンレサップ川河岸、プノンペン/2003年11月末

ベトナム長期専門家リスト

	氏名	派遣期間
弁護士	武藤 司郎	1996/12/24～2000/04/01
	瓜生 健太郎	2000/04/04～2001/04/10
	塚原 長秋	2001/06/06～2002/06/05
	佐藤 直史	派遣予定
検事	沖原 史康	2000/04/06～2001/04/05
	柳原 克哉	2001/04/07～2003/04/06
	丸山 穀	2003/05/26～2004/05/25
	森永 太郎	2004/05/08～2005/05/07(赴任中)
裁判官	竹内 努	2000/10/24～2002/06/30
	杉浦 正樹	2002/06/24～2004/03/31
	榎原 信次	2004/05/02～2005/05/01(赴任中)
業務調整	河津 慎介	2000/02/24～2003/04/01
	山下 哲雄	2004/07/20～2006/06/30(赴任中)

カンボジア長期専門家リスト

	氏名	派遣期間
弁護士	今和泉 学	1999/10/24～2002/01/23
	安田 佳子	2002/02/14～2004/02/12
	神木 篤	派遣予定
業務調整	坂野 一生	1998/12/06～2002/09/22
	甲斐 峰雄	2002/09/06～2003/09/06
	坂野 一生	2004/01/28～2005/01/28(赴任中)



発行日：平成16年8月30日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03-3505-0525 FAX 03-3505-0833